

# 11月は児童虐待防止月間です

虐待は子どもに対する重大な権利侵害です。

## 児童虐待とは・・・

### ◎ 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など



### ◎ ネグレクト (保護者の怠慢・拒否)

家に閉じ込める、病気やけがをしても病院に連れていかない、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など

### ◎ 心理的虐待

言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的扱い、児童の目の前で行われる家庭内暴力 など

### ◎ 性的虐待

性的行為の強制、性器や性交を見せる など

## ～虐待を防止するにはまず相談を～

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。



あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら連絡ください。

## 定期巡回児童相談のお知らせ

お気軽にご相談ください。

日時・場所

11月21日(水)

午前10時～午後4時

大東健康福祉センター

※受付は午後3時まで

申し込み先

出雲児童相談所

☎ 0853-21-0007

雲南市健康推進課

☎ 0854-40-1046



SPコードとは音声読み上げ用のバーコードです。このコードを専用装置で読み取ることで、記録されている情報を音声に変換することができます。



# 11月12日～11月25日 女性に対する暴力をなくす運動

DV(配偶者からの暴力)は犯罪にもなる重大な人権侵害です。

## 配偶者からこんな暴力を受けていませんか？

### ◎ 身体的暴力

- ・ 殴る、蹴る、突き飛ばす
- ・ 髪をひっぱる
- ・ 刃物などの凶器を体につくつける
- ・ 物をなげつける
- ・ 首を絞める



### ◎ 精神的暴力

- ・ 大声でどなる
- ・ 何を言っても無視して口をきかない
- ・ 人の前でバカにしたり、命令口調でものを言ったりする
- ・ 子どもに危害を加えると脅す

### ◎ 性的暴力

- ・ いやがっているのに性行為を強要する
- ・ 中絶を強要する
- ・ 避妊に協力しない
- ・ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる

### ◎ 経済的暴力

- ・ 生活費を渡さない
- ・ お金の使い方を細かく監視する
- ・ 外で働くことを妨げる



### ◎ 社会的暴力

- ・ 行動を監視する
- ・ 手紙・電話をチェックする
- ・ 友人とのつきあいを制限する



ひとりで悩まず相談を

女性の人権ホットライン

11月12日(月)から11月18日(日)までの1週間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間としています。

夫やパートナーからの暴力や、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為をはじめ、日常生活での悩みごとがございましたら、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守されます。

期間 11月12日(月)～11月18日(日)

午前8時30分～午後7時

ただし、土曜日・日曜日は

午前10時～午後5時

女性の人権ホットライン

☎ 0570-070810

児童女性相談ダイヤル 雲南市健康推進課

☎ 0854-40-1046

市では、児童・女性に関する相談を行っています。

相談は無料ですのでお気軽にご相談下さい。

